⑷　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
　①　提出期限　平成27年11月５日（木）午後３時まで。
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
⑸　上記２の参加資格を確認し、平成27年11月12日（木）にその結果を書面にて通知する。
⑹　業務提案書及び見積書の提出期間、提出場所及び提出方法　業務提案書及び見積書の提出要請を受けた者のみ、提出できるものとする。
　①　提出期間
　業務提案書　平成27年11月12日（木）から平成27年11月24日（火）までの毎日、午前10時から午後３時まで。（正午から午後１時までの時間を除く）
　見積書　平成27年12月２日（水）の午前10時から午後２時まで。（正午から午後１時までの時間を除く）
　※見積書の郵送については、平成27年12月１日（火）必着とする。
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　業務提案書については、持参による。見積書については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
⑺　見積書開封の日時及び場所　上記⑸の書面にて通知する。
５　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約書の作成要否　要
⑶　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。
⑷　支払方法　原則として完納払
⑸　業務提案書のヒアリングを行う。
⑹　詳細は業務提案書作成要領による。
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 73
⑵　Subject matter of the contract : Public Relations for construction, large-scale renewal, and improvement of highway network in the Tokyo metropolitan area etc.
⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 p.m. November 5, 2015
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. November 24, 2015
⑸　Time-limit for the submission of cost estimates : 2 : 00 p.m. December 2, 2015
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for the notice : General Affairs and Accounting Section, Project Department of West Tokyo Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―6―3 Osaki, Shinagawa-ku, Tokyo 141―0032 TEL 03―5434―7835

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

宮崎218号平底トンネル新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年10月９日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　工事名　宮崎218号平底トンネル新設工事
２　工事場所　宮崎県西臼杵郡日之影町七折地先
３　工事内容　構造形式：ＮＡＴＭ
　延長：Ｌ＝1,665m
　幅員：12.0m
４　予定工期　契約締結の翌日から平成31年３月31日まで
５　申請の時期
　平成27年10月13日から平成27年11月９日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成27年11月９日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年10月９日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。
　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）
　①　特定建設工事共同企業体協定書㊞（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
　②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年10月９日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
　①　九州地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
　②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
　③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成27年11月９日において次の条件を満たすものとする。
　①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして次に掲げるア）～イ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）但し、ア）～イ）は同一工事とする。
　ア）ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空断面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）
　イ）施工延長が1,400m以上であること。
　なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。